特定行政庁又は建築主事の仮使用認定の取扱い

〈建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号に基づく認定基準〉

平成 30 年 4 月

柏崎市都市整備部建築住宅課

○建築基準法第７条の６第１項第１号又は第２号に基づく認定基準

（主旨）

第１　本認定基準は、建築基準法第７条の６第１項第１号又は第２号の規定による特定行政庁又は建築主事の仮使用の認定申請について、事務取扱い及び審査等に必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２　この認定基準における用語の定義は、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令（以下「令」という。）の例による。

（基本方針）

第３　法第７条の６第１項第１号又は第２号による仮使用の認定は、申請に係る計画がこの認定基準に基づく審査の結果、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められ、かつ、消防機関においても消防法上支障がないと認めるものについて認定するものとする。

２　新築の建築物にあっては申請に係る建築物又は建築物の部分が現に存するもの、既存建築物にあっては当該建築物又は建築物の部分が適法のものであることを条件とする。

（審査等）

第４　申請についての審査は棟単位とし、次に定める書類審査、現場審査を行うものとする。

⑴　書類審査は、法第７条の６第１項第１号の場合には、次に定める審査方針、審査項目及び審査基準により、申請に係る計画が建設省の通達（昭和５３年１１月７日住指発第８０５号。以下「建設省通達」という。）に定める承認基準に適合しているか否かを判断し、法第７条の６第１項第２号の場合には、平成２７年国土交通省告示第２４７号第１

に定める基準に適合しているか否かを判断する。

⑵　申請に係る書類審査は、次の各号に定める方針により審査する。

ア　申請に係る部分について建設省通達の仮使用承認準則のうち第２の承認基準の審査項目に適合しているか否かを審査する。

イ　仮使用部分とその他の部分とが建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて耐火構造の壁又は不燃材料で造られた間仕切り等により防火上有効に区画されていること。

ウ　申請に係る部分について申請に係る建築物の工事の進捗状況に即応した安全計画が作成されているかその内容を審査する。

⑶　現地調査は、書類審査後現地において行い、申請に係る計画が現況に即し適切か否かを判断する。原則として現地審査は、申請に係る建築物のすべてについて行うものとする。

ただし、申請建築物が令第１４７条の２の規模未満であり安全上、防火上、避難上支障がないものについては、この限りでない。

⑷　増築等の仮使用の認定申請については、確認申請と同時に申請することを原則とする。

（事後措置等）

第５　仮使用の認定若しくは認定しない旨の通知を受けた建築主が、認定された建築物若しくは建築物の部分を認定に係る計画と異なる状況で使用若しくは使用させている場合又は認定しないとされた建築物を使用若しくは使用させている場合においては、当該仮使用認定の取消し及び使用禁止等の措置を講ずるものとする。

（消防機関との協議）

第６　仮使用の認定申請があった場合には、遅滞なく消防機関と協議するものとする。

２　前項の消防機関への協議方法は、仮使用認定申請書の写しを送付することにより行うものとする。

３　消防機関との協議の内容は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

⑴　消防法第１７条に規定する消防設備等の設置及び維持管理に関すること。

⑵　防火管理体制に関すること。

⑶　工事中に使用する火気、資材等に関すること。

⑷　その他火災予防に必要な事項に関すること。

（建築設備・工作物への準用）

第７　法第８７条の２又は法第８８条第１項若しくは第２項の規定により法第７条の６の規定の準用を受ける建築設備及び工作物の仮使用の認定申請については、消防機関との協議等に関するものを除き、この認定基準を準用する。

（仮使用認定報告書の消防機関への送付）

第８　指定確認検査機関から法第７条の６第３項の規定による報告書の提出を受けた場合は、消防機関に写しを送付するものとする。

（その他）

第９　用途・規模によりこの認定基準によりがたい建築物の取扱いについては、その都度消防機関と協議し定めるものとする。

２　この認定基準は法第１８条第２４項第１号及び第２号の規定による仮使用認定申請に準用する。

３　安全計画書・工事計画書は、国土交通省通知（平成２７年５月２７日 国住指第５５８号・国住街第４０号。）に示された様式を使用すること。

附　則

１　この認定基準は、平成３０年４月１日から適用する。

○建築基準法改正に伴う注記

- **「工事中の建築物の安全確保について（通達）」（昭和 53 年 11 月 7 日付け建設省住指発第 805 号）**

  ※全文中の条項は次のとおりに改める。

・「承認」 → 「認定」

・「法第 7 条の 3」 → 「法第 7 条の 6」

・「法第 7 条第 3 項」 → 「法第 7 条第 5 項」

・「令第 13 条の 3」 → 「令第 13 条」

・「法第 7 条第 2 項」 → 「法第 7 条第 4 項」

・「法第 12 条第 3 項」 → 「法第 12 条第 5 項」

・「規則第 4 条の 3」 → 「規則第 4 条の 16」

・平成 27 年 6 月 1 日以降、部分追加制度は廃止

- **別添 1　仮使用承認準則**

  ※全文中の条項は次のとおりに改める。

・「承認」 → 「認定」

・「令第 112 条第 14 項第 4 号」 → 「令第 112 条第 14 項第 2 号」

・平成 27 年 6 月 1 日以降、建築主事は平成 27 年国土交通省告示第 247 号第 1 による審査安全計画書の書式は、以下のとおり国土交通省通知（平成 27 年 5 月 27 日付 国住指第 558 号・国住街第 40 号）による書式を使用

・特定行政庁の仮使用認定の場合の安全計画書…別紙 3

・法第 90 条の 3 の規定による安全計画書（工事計画書）…別紙 5

仮使用認定申請の手続きの流れ

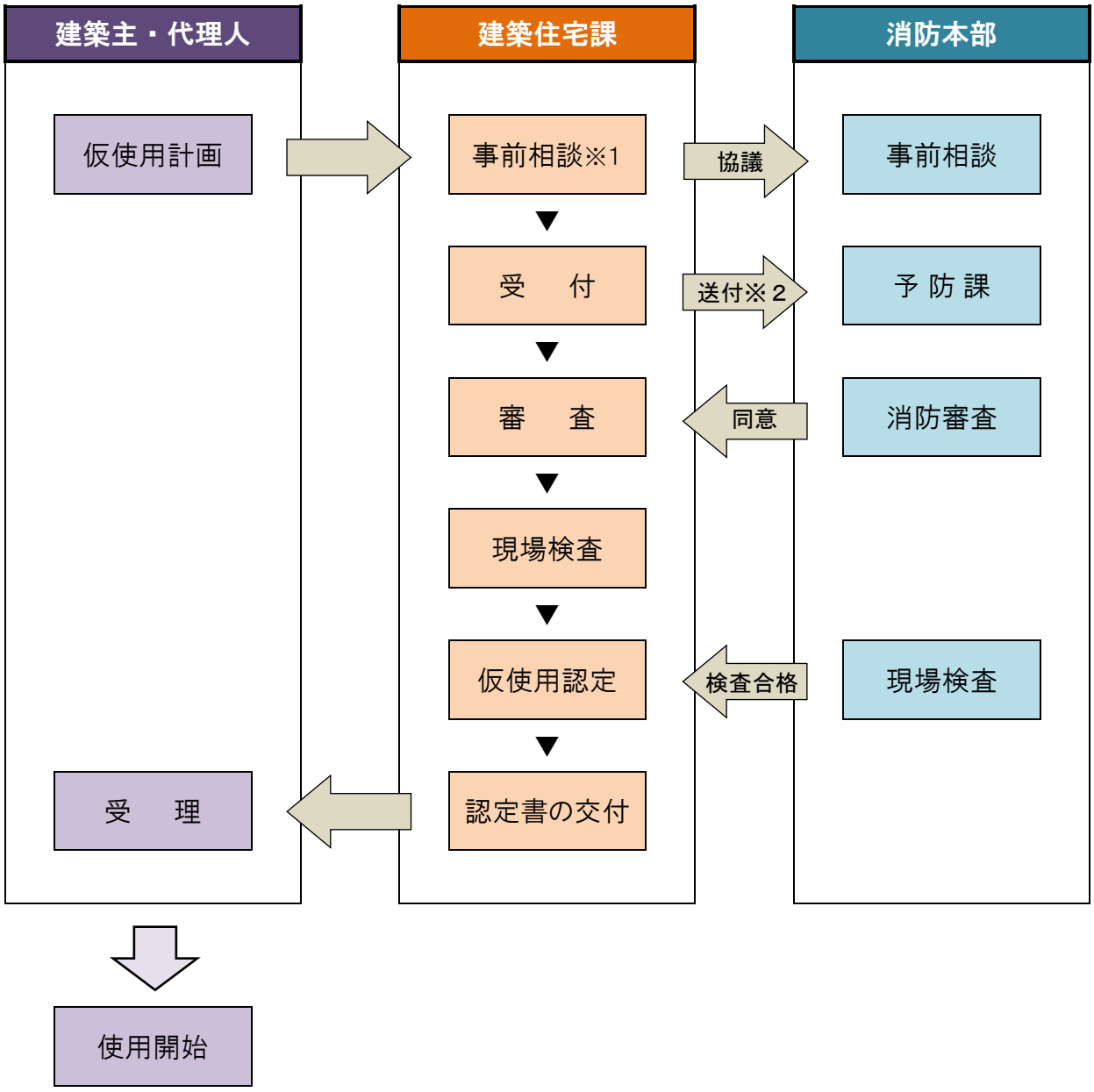

※１　増改築等の場合における仮使用については、認定の要否について十分に協議する必要があるので、余裕を見込んだ事前相談を指導する。

※２　完了検査申請書提出前の仮使用のみ消防本部に送付する。

※３　仮使用の規模によって不要の場合もあるが、完了検査申請書の提出後の仮使用使用については消防本部の検査合格が必要条件となる。

仮使用認定申請（特定行政庁）に係る添付書類の綴り方

1　仮使用認定申請書（第三十三号様式・手数料 120,000 円）

2　委任状

3　確認済証の写し（1～5 面）

4　仮使用に係る内容及び工事についての概要…記入例 1 参照

5　安全計画書（国土交通省通知（平成 27 年 5 月 27 日国住指第 558 号・国住街第 40 号）による書式）…「工事中建物の仮使用手続きマニュアル（編集：国土交通省住宅局建築住宅課・財団法人　日本建築防災協会）」参照

6　工程表（全体工程に仮使用期間を記入）

7　配置図（仮使用通路と工事用通路の区分、仮使用に関する避難通路、仮囲いの位置等）防火安全区画、安全対策及び建築設備の検討を記入ください。）

8　平面図（仮使用部分と工事部分の区分、防火安全区画の位置及び方法、安全対策及び建築設備の検討）

9　立面図（同上）

10　詳細図（仮囲い、仮設通路等）

11　その他必要と認めるもの（同上）

※原則、特定行政庁の仮使用認定申請とする。

記入例１

仮使用に係る内容及び工事についての概要

１　仮使用の内容

共同住宅の新築工事中　　の建物の一部を、販売事務所及びモデルルームの使用を目的として仮使用する。

２　仮使用に係る工事の概要

モデルルームオープン時の新築工事の状況

① 躯体工事は完了（上棟）、仕上げ工事（内、外装）を行っている。（外部足場は残っている。）

② 仮使用を行う２階及び、２階までの階段、通路については工事が完了している。

安全上の配慮

① 仮使用部分は工事による飛来落下等の事故がないよう不燃材料で区画を行う。

② 仮使用部分と工事の動線が重ならないよう計画する。

③ 安全計画書の内容を遵守し、工事部分及び仮使用部分の管理を行う。

３　仮使用申請部分の概要

① 用　　途：

② 申 請 面 積：　　m2

③ 仮使用の期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　新築工事部分の概要

① 用　　途：

② 建築面積：　　m2

③ 延床面積：　　m2

④ 構　　造：

⑤ 階　　数：

⑥ 高　　さ：　　m